

【 地域福祉の理論と方法 過去問(第 33 回) 】

□32. 事例を読んで、U 障害者支援施設の A 相談員(社会福祉士)が立てた、利用者の地域移行に向けたプランに関する次の記述のうち、地域福祉の理念・原則に基づき、最も適切なものを1つ選びなさい。→P.204:18・19

[事例]重度の知的障害がある B さん(40 歳、女性)は、特別支援学校高等部を卒業後、実家から遠く離れた U 障害者支援施設に入所して生活を続けてきた。B さんは言葉でのコミュニケーションは困難であるが、地域で近隣の住民がボランティアとして主催する音楽活動に時折参加した際には、明るい表情で音楽を聴く様子が見られた。B さんには兄弟姉妹がなく、両親は既に亡くなっている。

- ①自己決定の尊重の観点から、B さん自身から地域移行の希望が出てくるのを待つプランを立てた。
- ②社会的包摂の観点から、B さんが U 障害者支援施設近くの共同生活援助(グループホーム)に移り、地域住民と共に音楽を楽しむ場に参加するプランを立てた。
- ③自立生活支援の観点から、B さんが一般就労をした後に地域移行を目指すプランを立てた。
- ④ノーマライゼーションの観点から、B さんの実家近くの障害者支援施設へ入所するプランを立てた。
- ⑤住民主体の観点から、地域移行後の B さんの支援を全面的に住民ボランティアに委ねるプランを立てた。

□33. 民生委員制度やその前身である方面委員制度等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ①方面委員制度は、岡山県知事である笠井信一によって、地域ごとに委員を設置する制度として 1918 年(大正 7 年)に創設された。→P.214:70
- ②方面委員は、救護法の実施促進運動において中心的な役割を果たし、同法は 1932(昭和 7 年)に施行された。→P.215:71
- ③民生委員法は、各都道府県等で実施されていた制度の統一的な発展を図るため、1936 年(昭和 11 年)に制定された。→P.214:70
- ④民生委員は、旧生活保護法で補助機関とされていたが、1950 年(昭和 25 年)に制定された生活保護法では実施機関とされた。→P.215:73
- ⑤全国の民生委員は、社会福祉協議会として協力して、「居宅ねたきり老人実態調査」を全国規模で 1968 年(昭和 43 年)に実施した。→P.215:75

□34. 地域福祉の在り方に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ①社会保障審議会の「市町村地域拭く計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(2002 年(平成 14 年))は、専門のコンサルタントに計画の策定を請け負わせるべきであると提言した。
- ②厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」(2008 年(平成 20 年))は、制度の対象とならない生活課題は、行政が原則として関与せず、住民同士の支え合いによって解決していく必要があると提言した。→P.215:21
- ③社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」(2013 年(平成 25 年))は、生活保護受給者が増加する中で、中間的就労を通じた生活困窮者の社会参加よりも一般就労を重視すべきであると提言した。
- ④厚生労働省の「地域力強化検討会最終とりまとめ」(2017 年(平成 29 年))は、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が多機関協働の中核を担う必要があると提言した。→P.205:25
- ⑤厚生労働省の「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(2019 年(令和元年))は、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持つ、新たな参加支援の機能が重要であると提言した。→P.205:26

□35. 事例を読んで、N市の地域包括支援センターのC社会福祉士の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]N市の地域包括支援センターのC社会福祉士は、担当地区で住民の集いの場を行っているグループから、様々な高齢者が集まってくれて手応えを感じているが、福祉の専門的な相談に対応できずに悩んでいる、と相談を受けた。C社会福祉士は、この相談を住民活動と協働して、アウトリーチによる早期のニーズ把握を行う好機と捉え、対応することにした。

→P.208:33

- ①集いの場を通じて高齢者の早期ニーズを正確に把握するため、地域包括支援センターが主体となった運営に切り替えることを提案する。
- ②集いの場において受付や後片付けなどを手伝い、集いの場により多くの参加者を受け入れられるよう支援する。
- ③専門的な相談機関のリストを作成し、相談が必要な人に渡すよう、集いの場に参加している高齢者に依頼する。
- ④集いの場に地域包括支援センターの保健師を派遣し、適切な介護予防のプログラムが実施できるよう指導させる。
- ⑤集いの場において出張相談を実施し、気になることがあればいつでも相談してほしいと参加者に伝える。

□36. 社会福祉法における地域福祉の推進に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ①社会福祉事業を経営する者は、地域福祉を推進する主体には含まれないとされている。→P.208:36
- ②社会福祉に関する活動を行う者は、地域福祉を推進する主体である市町村に協力しなければならないとされている。  
→P.208:36
- ③地域住民等は、支援関係機関と連携して地域生活課題の解決を図るよう留意するとされている。→P.208:36・38
- ④福祉サービスの利用者は、支援を受ける立場であることから、地域福祉を推進する主体には含まれないとされている。  
→P.208:37
- ⑤国及び地方公共団体は、地域住民等が取り組む地域生活課題の解決のための活動に関与しなければならないとされている。→P.208:39

□37. 地域生活課題を抱える人への支援のための施策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ①生活困窮者自立支援法は、生活困窮者における経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立についても支援の対象としている。
- ②日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な精神障害者等に対して住宅を購入するための銀行からの借入れの契約などを支援している。→P.219:105
- ③災害対策基本法は、福祉避難所に、介護支援専門員の配置を義務づけている。
- ④住居確保給付金は、18歳未満の子を持つ母子世帯に対して、生活保護法に基づく住宅扶助の一環として家賃相当額を給付するものである。
- ⑤ひきこもり地域支援センター設置運営事業は、ひきこもりの状態にある人を一般就労につなげるための職業訓練を必須事業にしている。

□38. 事例を読んで、V社会福祉法人のD生活相談員(社会福祉士)の対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]特別養護老人ホームを中心に社会福祉事業を営むV社会福祉法人では、2016年(平成28年)の社会福祉法改正を受け、「地域における公益的な取組」(以下「取組」という。)の実施について協議する委員会が設置され、D生活相談員が責任者となった。委員会では、地域の中で孤立する子どもたちに対して1回100円程度で利用できる子ども食堂を実施してはどうかという提案がなされた。→P.210:49・50

- ①子ども食堂は「取組」に当たらないため、法人は関わらず、施設に関わっているボランティアが中心となって実施する計画を立てる。
- ②日常生活上又は社会生活上の支援を必要とする者が対象でなければ「取組」に当たらないため、地域住民や関係機関に

働き掛けて、地域の子どものニーズを明らかにするための話し合いを実施する計画を立てる。

- ③高齢者を対象とした事業でなければ法人の「取組」に当たらないため、孤立した高齢者を主たる対象とした取組として実施する計画を立てる。
- ④低額であっても費用が徴収される活動は「取組」に当たらないため、無償の活動として実施する計画を立てる。
- ⑤一つの社会福祉法人のみでは「取組」に当たらないため、近隣の他の社会福祉法人に呼び掛けて、賛同が得られた後に実施する計画を立てる。

□39. 地域福祉等を推進する民間組織への寄附等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ①所轄庁の認定を受けた認定特定非営利活動法人に対して寄附した個人又は法人は、税制上の優遇措置を受けることができる。→P.211:55・P.212:表 6
- ②共同募金によって集められた資金は、市町村、社会福祉事業・社会福祉を目的とする事業を営業者などに配分されている。→P.217:92・P.218:図 5
- ③社会福祉法人の公益事業における剰余金については、他の社会福祉法人が行っている社会福祉事業への寄附が認められている。→P.210:47
- ④「社会福祉協議会活動実態調査報告書 2018」(全国社会福祉協議会)によれば、住民から会費を徴収している市町村社会福祉協議会は半数以下であった。
- ⑤「令和元年度市民の社会貢献に関する実態調査」(内閣府)によれば、2018年(平成30年)に市民が寄附をした相手でも多かったのは特定非営利活動法人であった。

□40. 地域福祉の人材に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- ①権利擁護人材育成事業の養成者のうち、成年後見人等として選任されている市民後見人の数は、2017年度(平成29年度)末で3万人を超えている。
- ②生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、原則として民生委員・児童委員から選出される。→P.224:139
- ③認知症サポーター養成事業は、認知症高齢者に対して有償で在宅福祉サービスの提供を行う人材の育成を目的としている。→P.220:111
- ④地域自殺対策強化事業におけるゲートキーパー養成研修の対象には、民間企業等の管理職、かかりつけ医、民生委員・児童委員、地域住民等が含まれる。→P.220:106
- ⑤日常生活自立支援事業における専門員は、支援計画の作成や契約の締結に関する業務を行うとされている。→P.219:104

□41. 福祉サービスの立案及び評価に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ①パブリックコメントとは、利害関係者や学識経験者を集めて意見を聴き、予算や法律・規則の制定を行う手法のことである。→P.226:152
- ②ニーズ推計とは、ニーズを一定の基準で分類し、その類型ごとに出現率の推計等を行い、それに対応するサービスの種類や必要量を算出する手法である。→P.224:144・P.225:149
- ③福祉サービス第三者評価事業における第三者評価とは、利用者の家族等にとって行われる評価のことである。
- ④福祉サービスのアウトカム評価とは、福祉サービスが適切な手順と内容で利用者に提供されているかに着目する評価である。→P.225:148
- ⑤プログラム評価の枠組みでは、サービスの効果を計測するための指標の設定は基本的にサービスの実施後に行われる。→P.225:148